

政府が拘束されないなら、
それは憲法ではない

憲法は、契約であり、法である。憲法を、社会と政府のもっとも基本的な法として尊重するのは、「法の支配」の一種である。

けれどもこの、「法の支配」がどういうことなのかという感覚が、日本人にはなんとなくしっくり来ていないように思う。少し遠回りにみえるが、「法の支配」を補助線に、憲法をいちらから考えなおしてみたい。

「法の支配 (the rule of law)」はもともと、ローマ法概念である。法のもとでは、家柄や身分に関係なく誰でもが平等で、法廷でも対等に扱われる。これが、ユダヤ・キリスト教やイスラム教に受け継がれた。近代法を考える場合、法の支配は、重力の法則のように当たり前になっている。

「法の支配」は、「神の支配」「人の支配」と比べるとわかりやすい。

一神教(ユダヤ教、キリスト教、イスラム教)は、神が宇宙を創造した(したがって、この世界を支配するのが当然である)と考える。神は、人びとにとって「主」(人びとは神にとって「僕」)である。そこで、神聖政治(Theocracy)が社会のあるべき姿だということになる(神の支配)。神は、統治者(王)である。

ところが神は、現実には人びとの王となつて、めんどろを見てくれるわけではない。神の命令が、契約(聖典)にまとめられているだけだ。神の支配を実現しようと思うと、どうしても、神の命令(契約)に従う、法の支配に移行してしまうのである。

このようなわけで、一神教の文明は、神の支配(そして、そこから派生する法の支配)を重視するいっぽう、人の支配に反対する。神と無関係に、人が人を支配してはいけないのだ。もちろん実際の政治は、人が人を支配する現象にはかならないのだが、その場合にも、統治者(王)が神の委任を受けて政治をしているという建て前にこだわる。

まとめよう。法の支配は、人が人を支配しないための工夫である。人びとはみな、対等で自由な存在だ。人が人を支配したのでは、その原則が踏みじられる。

これに対して、キリスト教文明圏の外側では、法の支配の考え方が根づかなかつた。

たとえば伝統中国では、法は、統治者の命令、すなわち、人が人を支配するための手段だつた。「法の支配」は「人の支配」と対立せずに、その一部なのである。統治者は、法に拘束されない。また人びとは、法をいやなものだと思つた。法を、自分の権利や自由を守ってくれるものだと考えない。中国の法体系(律令)を受け継いだ日本でも、このような感覚が支配的である。人びとは誰しも、統治者の言うままになりたくない。「人の支配」に反対する。すると、「法の支配」にも反対しなければならなくなる。

日本人の法感覚を言葉にすると、こんな感じである。人が人を支配するのはよくない。人と人の間に法が介在するのもよくない。もつとも望ましいのは、人びとが平和に暮らしていくことだ。それには人びとが、よく話し合い、仲よくならなければならない。法よりも、人の善意を信用しようとする。

日本人が、「法の支配」に抵抗があるのは、「人の支配」に抵抗があるからだ。人びとは、「人の支配」の不在を歓迎する。だが、現実には、政治(人が人を支配する現象)は必要である。すると、政治を、法によってコントロールできにくくなる。

大日本帝国憲法より前に、明治の専制政治があつた。政治がまずあつて、その必要から憲法ができたのだ。日本国憲法より前に、アメリカ軍の日本占領があつた。政治がまずあつて、その必要から憲法ができたのだ。自分たちで制定したのでない憲法は、改正できない。だから、一度も自分たちの手で、憲法を改正することはなかった。

憲法にいくらいよいことが書いてあつても、社会はどんどん変化していく。すると、憲法と現実とのズレが、無視できないほど大きくなる。矛盾が誰の目にも明らかになる。第九条は、その典型だ。ところが、憲法は改正されない。政府が「憲法解釈」を変えてしまうので、その必要がない。つまり憲法は、厳密な意味で、人びとと国民と政府との間の契約とは考えられていない。政府が拘束されないのなら、それは憲法でない。日本国憲法は、このまま改正されないと、憲法としての機能を失ってしまうだろう。

それでも時代は動く。日本人は、「法の支配」の感覚が不十分のまま、憲法改正を議論しなければならなくなった。「法の支配」の感覚が不十分なのは、「神の支配」を本気で考えたことがないためかもしれない。ともかく、どんななかみであれ、憲法改正をやりとげることができたら、よくやつたと言つべきだ。